

受けられるサービスは？

1 居宅サービス

1 居宅介護支援・介護予防支援

ケアマネジャー（介護支援専門員）がケアプランの作成のほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

介護予防支援計画については、地域包括支援センターの保健師等が作成します。

全額介護保険で負担するので、自己負担はありません。

2 訪問介護・介護予防訪問介護

ホームヘルパーが訪問し、食事、入浴、排せつの介助や日常生活の手助けを行います。

区分	内容	自己負担（1割負担）
訪問介護 (要介護者)	身体介護	30分未満 231円
		30分～1時間未満 402円
	生活援助	30分～1時間未満 208円
		1時間以上 291円
介護予防 訪問介護 (要支援者)	週1回利用（要支援1・2）	月額1,234円
	週2回利用（要支援1・2）	月額2,468円
	週2回超利用（要支援2）	月額4,010円

3 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

区分	自己負担（1割負担）
介護予防訪問入浴介護	854円
訪問入浴介護	1,250円

4 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師、保健師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などをします。

区分	自己負担（1割負担）
訪問看護ステーションから	30分未満 425円
	30分～1時間未満 830円
病院・診療所から	30分未満 343円
	30分～1時間未満 550円

※早朝、夜間、深夜のみ20分未満の訪問も可能

5 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。

自己負担（1割負担）	500円
------------	------

6 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事などの療養上の管理・指導をします。

7 通所介護・介護予防通所介護

デイサービスセンターで、食事、入浴などの介護サービスや機能訓練が日帰りで受けられます。

区分	自己負担（1割負担）
要支援1	月額2,226円
要支援2	月額4,353円
経過的要介護	608円
要介護1	677円
要介護2	789円
要介護3	901円
要介護4	1,013円
要介護5	1,125円



※「経過的要介護」とは、新しい区分による介護認定前の要支援の方

※費用は、施設の種類などにより異なります。また、介護予防通所介護には、選択的サービスの加算（月額81円～225円）がされます。

8 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りのリハビリなどが受けられます。

区分	自己負担（1割負担）
要支援1	月額2,496円
要支援2	月額4,880円
経過的要介護	591円
要介護1	688円
要介護2	842円
要介護3	995円
要介護4	1,149円
要介護5	1,303円



※費用は、施設の種類などにより異なります。また、介護予防通所リハビリテーションには、選択的サービスの加算（月額81円～225円）がされます。

9 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、介護や機能訓練が受けられます。

10 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。また、日帰り利用もできます。

11 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

なお、平成18年度から、新たに一定の居住水準を満たす高齢者専用賃貸住宅も対象に加わったほか、外部サービス利用型の特定施設も認められています。

12 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

次の福祉用具が貸与の対象となります。

なお、平成18年度から、要支援（要支援1・2）、経過的要介護、要介護1の軽度の方の利用できる品目が限られますので、ご注意ください。

＜すべての方が対象となる福祉用具＞

○手すり ○スロープ ○歩行器 ○歩行補助杖

＜要介護2～5の方のみが対象となる福祉用具＞

○車いすおよび車いす付属品
○認知症老人徘徊感知機器
○特殊寝台および特殊寝台付属品
○床ずれ防止用具および体位変換器
○移動用リフト（つり具の部分を除く）

※月の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割を自己負担

13 特定福祉用具販売・介護予防特定福祉用具販売

排せつや入浴に使われる用具の購入費を支給します。支給対象は次の5種類です。

○腰掛便座 ○移動用リフトのつり具 ○入浴補助用具
○特殊尿器 ○簡易浴槽

※特定福祉用具販売事業者の指定を受けた事業者から購入した場合に対象となります。

14 住宅改修・介護予防住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく、費用の9割（上限20万円）を改修費として支給されます。

※住宅改修にあたっては、施工前に事前申請が必要です。